

戸別収集の規定量を超えるごみを出す事業者向け

## 瑞穂町 事業系ごみの

# 分け方出し方減らし方

Reduce  
減らす

Reuse  
再利用

Recycle  
資源化

Refuse  
発生抑制

## 目次

はじめに・事業者の責務・重要ポイント3選	1
廃棄物の区分	3
資源物（有価物になる可能性があるリサイクルできる物）	4
産業廃棄物	5
事業系一般廃棄物	7
チェックリスト	8

瑞穂町住民部環境課ごみ対策係

2021年

## はじめに

瑞穂町では、毎年8～9千トンの燃やせるごみを処理しています。そのうち事業所から発生する事業系一般廃棄物は約2～3千トンで、全体のおよそ3分の1を占めています。

瑞穂町が実施している事業系一般廃棄物展開検査では、リサイクル（資源化）可能な紙類やペットボトル、ビン、カン等が多く含まれている事例が見受けられます。

本冊子は、事業所の皆様向けに、事業系一般廃棄物の分別やリサイクルの方法等の要点をわかりやすくまとめたものです。

事業系ごみの分別・減量・リサイクルの推進のため、本冊子をご利用ください。

## 事業者の責務

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」（以下、廃棄物処理法）と、「瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（第9条）」（以下、条例）において、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任で適正に処理すること**及び**廃棄物の減量に努めること**が義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理について、**町の施策に協力すること**が定められています。排出事業者の責任は、発生から最終処分終了までとなります。



## これだけはおさえておきたい重要ポイント3選

ポイント 1

分別の徹底！できる限りリサイクル

ポイント 2

水切りの徹底  
雨水が入らないように袋をしっかりと縛る

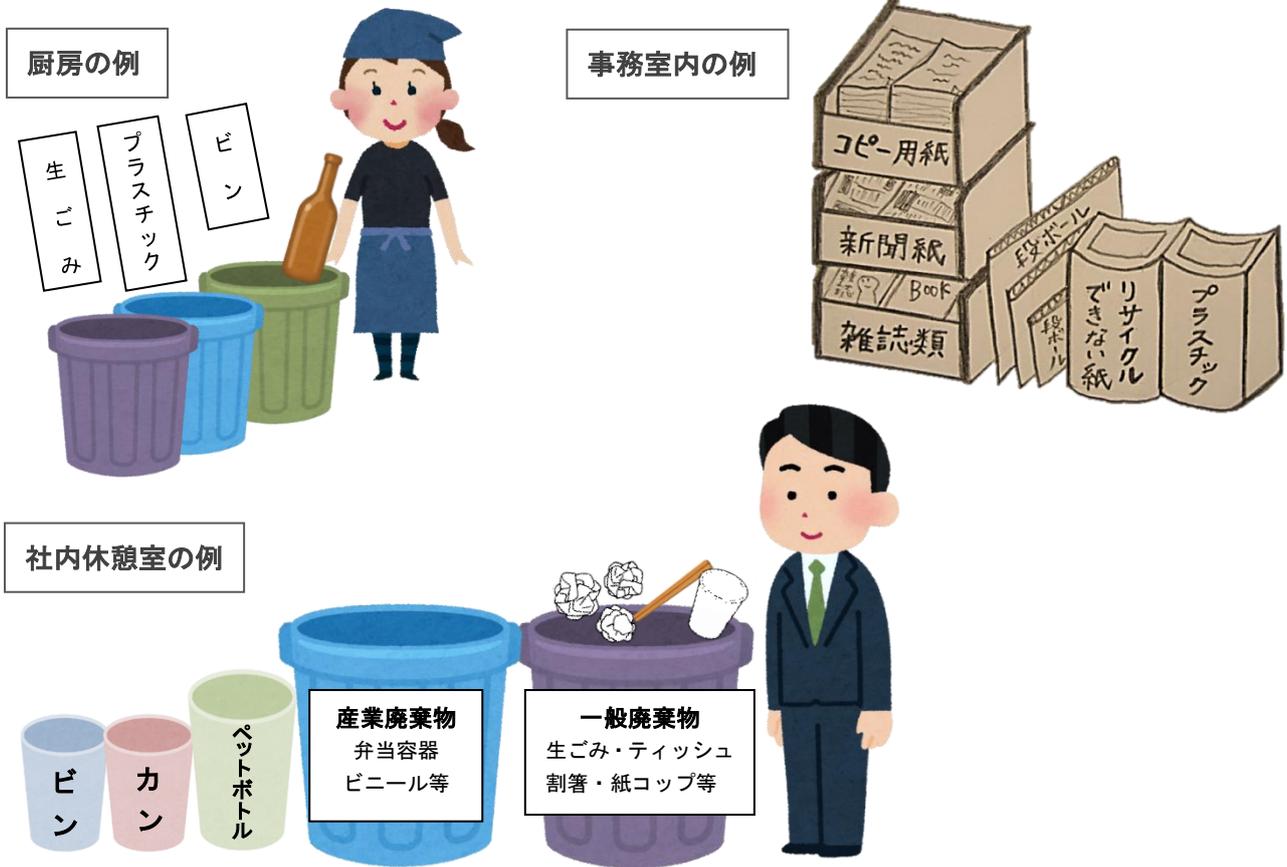
ポイント 3

プラスチックはすべて産業廃棄物

## ポイント 1

## 分別の徹底！できる限りリサイクル

本冊子の3～8ページを確認し、正しく分別し、できる限りリサイクルをすることが重要です。全従業員が正しい分別をできるように、保管場所の表示をわかりやすくしましょう。



## ポイント 2

## 水切りの徹底

## 雨水が入らないように袋をしっかりと縛る

ごみは重さで量ります。袋の中に水分が入らないように、水切りを徹底しましょう。また、雨の日に屋外にごみ袋を出す場合は、雨水が入らないように袋の口をしっかりと縛ってください。



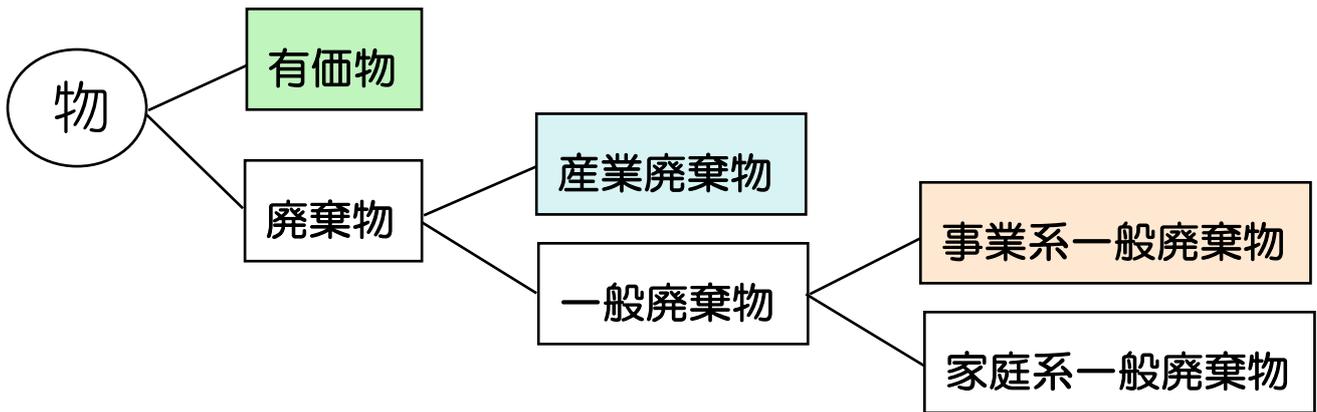
## ポイント 3

## プラスチックはすべて産業廃棄物

汚れているものも容器包装もプラスチックはすべて産業廃棄物です。家庭ごみと分別が異なるので、ご注意ください。

# 廃棄物の区分

物は、廃棄物と有価物に分かれます。「廃棄物処理法（第2条）」において、廃棄物とは、汚物又は不要な物と定義されています。日本の社会生活で、いらなくなった物です。有価物とは、価値のある物、すなわち日本の社会生活で売買の対象になっている物です。多くの人にとっては、いらないと思われる物であっても、資源としての価値があり、他者がお金を払ってでも欲しい商品（有価物）となる場合もあります。



## 【〇〇株式会社の例】

〇〇株式会社では、もういらなくなるけど、必要としている人がいないかな。

古紙

有価物

リサイクル業者

リサイクルして製品にしたいので、古紙を資源物として買取りたいです！

古紙

ビニール等プラスチック

生ごみ

産業廃棄物

事業系一般廃棄物

収集運搬業許可を有する業者

資源としての価値がないので、廃棄物として処理します。処理手数料を支払ってください。

※産業廃棄物収集運搬業と事業系一般廃棄物収集運搬業は許可が異なります。廃棄したい品目の許可を有する業者へ、依頼してください。

## 資源物（有価物になる可能性があるリサイクルできる物）

### ●リサイクルできる雑がみ、段ボール、雑誌類、新聞

※汚れていて資源物とならないものは事業系一般廃棄物として処理してください。



分  
け  
方

### ●ビン、カン

※汚れていて資源物とならないものは、産業廃棄物として処理してください。



※上記の他にも天然繊維（綿・絹等）の繊維くずやペットボトル等も資源物として処理できる場合があります。

※パソコンは、資源有効利用促進法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられていますので、メーカーの受付窓口で回収を依頼してください。また、自作パソコンやメーカーがないパソコンは、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

※家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は、購入する（した）小売店に引取を依頼するか、指定取引場所（町外）に直接持込んでください。

出  
し  
方

- リサイクル業者や納入業者に引取を依頼する
- 収集運搬の契約を結んでいる業者に、資源物として引渡せるか相談する
- 自らリサイクル施設に自己搬入する

## 産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定めるものです。20種類に分類されています。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの（表中①～⑫）と特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物になるもの（表中⑬～⑲）があります。

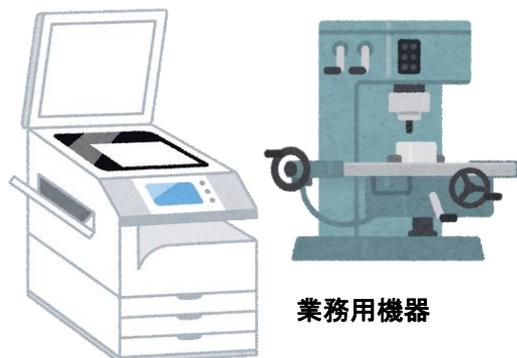
	種 類		種 類				
	種 類	具 体 例	種 類	具 体 例			
あらゆる事業活動に伴うもの	①	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ	特定の事業活動に伴うもの	⑬	紙くず	建設業、パルプ製造業、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業等から生じる紙くず
	②	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルピット汚泥等		⑭	木くず	建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等から生じる木材片、おがくず、バーグ類等
	③	廃油	鉱物性油、動植物性油等		⑮	繊維くず	建設業、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	④	廃酸	廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液		⑯	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑤	廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液		⑰	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑥	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物		⑱	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑦	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		⑲	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑧	金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等、金属性家具類（机、ロッカー等）			⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
	⑨	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等				
	⑩	鋳さい	鋳物廃砂、電気炉等熔解炉かす等				
	⑪	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物				
	⑫	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN 対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの				

※木製パレットや、P C B（ポリ塩化ビフェニル）が付着した紙くず・木くず・繊維くずは、業種を問わず産業廃棄物とする規定があります。

産業廃棄物は5ページの表のとおりですが、すべての業種で、産業廃棄物として処理する機会の多い品目を抜粋した表が以下のとおりです。

## ●プラスチック類、金属類、ガラス・陶磁器類、電池類 水銀使用製品、混合物

分け方



## ●リサイクルできないビン・カン・ペットボトル

※資源物(リサイクルできるもの)は、資源物として処理してください。

出し方

- 産業廃棄物収集運搬業者に処理を委託する
- 自ら産業廃棄物処分業許可業者に搬入し、処理を委託する



産業廃棄物の処理に関するご相談  
一般社団法人 東京産業資源循環協会 TEL:03-5283-5455

産業廃棄物処理業者を探す場合  
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団ホームページ  
産業廃棄物処理業者検索『さんぱいくん』 <http://www2.sanpainet.or.jp>

## 事業系一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外を一般廃棄物といい、そのうち、事業活動に伴って生じた廃棄物が事業系一般廃棄物です。事業活動とは、店舗や会社、工場、事務所等の事業所のほか、学校や官公庁などの公共機関や、NPO（非営利団体）、宗教法人、個人営業や農業等、家庭以外で行われるすべての活動を指します。

### ●リサイクルできない紙、食品や油のついた紙

※資源物(リサイクルできるもの)は、資源物として処理してください。

※建設業、製紙業、紙加工品製造業、出版業等の業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

レシート等感熱紙



配達伝票等カーボン紙



ティッシュ



紙コップ



## 分 け 方

### ●食品・生ごみ・皮・草・落ち葉・植物・革製品

※食品製造業等の業種から発生する食品廃棄物は産業廃棄物です。

※食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき、減量・リサイクルに取り組む必要があります。



生ごみ



草葉・植物



皮・革製品

### ●木くず・剪定枝

割り箸



えんぴつ



剪定枝

※建設業、木材製造業、木製品製造業等の業種から発生する木くずは産業廃棄物です。

※木製パレットは、業種を問わず、すべて産業廃棄物です。

### ●繊維くず

※化学繊維製品は産業廃棄物です。

※建設業、繊維工場等の業種から発生する古布（繊維くず）は産業廃棄物です。



繊維くず

※西多摩衛生組合環境センターに搬入できる廃棄物は、

**長さ50cm未満かつ太さ10cm未満の事業系一般廃棄物**です。

必ず規定の大きさ未満に小さく破碎・裁断してください。

## ●町ホームページで、瑞穂町事業系一般廃棄物収集運搬業者を確認する。

瑞穂町一般廃棄物収集運搬業者一覧

<https://www.town.mizuho.tokyo.jp/kurashi/005/008/index.html>



### 出 し 方

- 複数の業者に、収集方法や料金等を確認し、条件に合う業者を選び、処理を委託する
- 収集運搬業者を介して、事業系一般廃棄物排出者届及び契約書の写しを、収集開始日の1週間前までに町へ提出する
- 町から収集運搬業者に対して、搬入許可をする
- 処理開始

一般廃棄物の処理に関するご相談  
瑞穂町住民部環境課ごみ対策係  
TEL:042-557-7706



- ※運搬先が西多摩衛生組合環境センターの場合、瑞穂町一般廃棄物管理票（マニフェスト）を購入し、交付する必要があります。マニフェスト制度については、上記ごみ対策係までお問合せください。
- ※西多摩衛生組合環境センターに搬入する場合、廃棄物処理手数料は1kgあたり30円です。この処理手数料の他、収集運搬費や事務経費等が加算された料金で、契約することになります。
- ※西多摩衛生組合環境センターに搬入された事業系一般廃棄物は焼却され、残った焼却灰は日の出町にある東京たま広域資源循環組合に搬入され、最終的にエコセメントになります。
- ※西多摩衛生組合環境センター以外の処理施設（高根商事株式会社の処理施設エルデガーデンや町外の処理施設）へ搬入する場合は、搬入手続きに時間を要することがありますので、ご注意ください。

最後に、ごみの減量・リサイクルのチェックリストを掲載します。  
できることからご協力をお願いいたします。

Reduce  
減らす

### 古紙を減らす

- 両面印刷や2 in 1印刷を活用
- 書類を一元化（回覧や掲示版を活用）
- ペーパーレス化を推進
- 商品の仕入れや納品には、通い箱を使用



### ごみを減らす

- 使い捨て製品を使用しない
- マイバッグの呼びかけを行い、レジ袋削減に取り組む
- 値引販売等により、売れ残りを減らす
- 需要予測システム等を活用し適量発注、適量製造を行う
- 天候や気温・曜日によって仕入れや仕込みの量を調整
- 適量注文に対応



Refuse  
発生抑制

Reuse  
再利用

- フラットファイル等、事務用品を繰り返し使用
- お箸やコップ等は使い捨てのものではなく、繰り返し使えるものを使用
- 捨てる前に、必要としている人がいないか確認

Recycle  
資源化

- 古紙用の分別ボックスを設置し、古紙をリサイクル
- 空き缶カン、空きビン、ペットボトル等をリサイクル
- 食品をリサイクル

